

Title	現代アメリカ国家体制における中小企業政策
Author(s)	浅野, 敬一
Citation	
Issue Date	
Text Version	ETD
URL	http://hdl.handle.net/11094/585
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	あさの けい いち 浅野 敬一
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 17458 号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	現代アメリカ国家体制における中小企業政策
論文審査委員	(主査) 教授 竹中 亨 (副査) 教授 江川 温 助教授 藤川 隆男

論文内容の要旨

本論文は、1950年代から60年代にかけてのアメリカの中小企業政策の歴史的意義を解明することを目的としている。

わが国において、中小企業に対する学問的関心は、日本経済再生の担い手として期待が強まるなかで、高まりを見せてきた。しかし、研究自体はいまだ未開拓なところが多い。とくに、大企業を中心とした経済システムを前提としてきたアメリカ史研究においては、中小企業への着目はこれまできわめてまれであった。

本論文は、まず第一章で19世紀末からニューディール期にかけての独占禁止立法をあとづける。シャーマン法などは中小企業保護には役立たず、ニューディールのコーポラティズム体制の下では、中小企業の政治的発言力は封殺された。かくして、大企業優位、中小企業敵視の環境が生まれたことを明らかにしている。第二章は、1950年代に成立したコンビニエンス・ストアを扱う。これは、少品種・小ロット・大量販売という形で小売業界に大企業システムをもちこんだもので、旧来の中小企業はいっそう追いつめられた。冷戦という国際環境が中小企業の衰退に拍車をかけたことを論じるのが、第三章である。冷戦下で日本の経済復興を支援するため、アメリカは日本の対米輸出攻勢を容認した。これが、業種的に競合する中小企業にとっては大きな打撃になった。つまり、中小企業は冷戦のコストを引きうけさせられたといえる。

中小企業の苦境にたいして、連邦政府は直接援助に踏みきった。その表れが、1953年の中小企業庁(SBA)の設立である。第四章はこの経緯を論じる。その後もアイゼンハワー政権は取り組みを強め、これが現在まで続く中小企業政策の骨格となった。ただ、政府の対策は現実には奏功せず、むしろ「中小企業=弱者」という、旧来とは異なるイメージがアメリカ社会に定着することになった。第五章では、SBAが人種問題への対策として、マイノリティのなかでもとくに不利な状況下にあった黒人企業の創業支援に取り組んだことを論じる。SBAはこうして社会問題の解決に大きく貢献した。以上の考察を経て、終章では結論として、1950年代以来の中小企業政策は、社会政策としての中小企業支援を通じてアメリカ福祉国家体制の安定に寄与したと述べる。

論文審査の結果の要旨

アメリカ経済史、経営史については、わが国でもこれまで膨大な研究の蓄積がある。しかし、研究者の関心は圧倒的に、自動車、鉄鋼、石油に代表される大企業とその独占体制に向けられてきた。中小企業に焦点をあてた本論文は、その点で実に独創的である。時期的にも、19世紀末から1960年代までと、幅広い時代をカバーしている。今後アメリカの中小企業問題を論じようとする者は、どのような時代、関心をもつにせよ、まず本論文を出発点としなければなるまい。まさしく、アメリカ史研究において新たな分野を切りひらくパイオニア的業績といって過言でない。また、本論文は末尾で、アメリカの1950年代以来の政策的経験から今後の日本での中小企業政策にも問題提起を行っており、その意味で、アクチュアルな問題意識に支えられた力作でもある。

もっとも、本論文にも問題点はある。たとえば、中小企業政策の立案・決定過程において、当の中小企業、もしくはその業界団体の姿があまり見えてこないのは、その例である。筆者は、福祉国家体制を財の分配による安定をめざすシステムとのイメージで捉えているが、本論文では中小企業側の意思形成・ロビイングについては、十分な言及がない。その結果、政府の能動性のほうが強く印象づけられるうらみがある。

しかし、パイオニア的業績には、細かな瑕瑾はつきものである。そうした瑕瑾は、論文全体の意義を決して損なうものではない。むしろ、今後の研究を刺激する問題提起として、肯定的に評価すべきものとする。本論文は、今の歴史学界に多大の貢献をなすものであり、本論文を博士（文学）の学位を授与するに十分な価値を有するものと認めるものである。